

構造計算書偽装問題への今後の対応(案) (概要)

資料2

平成18年3月14日
構造計算書偽装問題に関する
関係省庁連絡会合

基本的な考え方

○国民生活の最も基本的な基盤である住宅について、国民の生命・財産の安全を確保し、国民の不安を払拭するため、各府省庁間及び国と地方公共団体の間で緊密な連携を図りつつ、遺漏のない的確な対応を図る。

偽装等が判明した物件への対応

居住者等の安全及び居住の安定確保

- 偽装等の実態の全容解明
- 除却、建替え等に係る合意形成の促進
- 建替え及び改修の促進(別紙1, 2, 3及び4)
(地域住宅交付金の活用、住宅ローンの負担軽減、税負担の軽減 等)
- 売主(建築主)に対する責任追及

関係者の処分、告発等

- 偽装等を行った建築士に対する処分
- 指定確認検査機関その他の関係事業者に対する処分等

建築物全般についての対応

国民の不安への対応

- 国民の相談への的確な対応
- 違反建築物や違法な設計を行った建築士等への厳正な対応
- マンション等建築物の耐震診断・耐震改修の促進
(別紙3, 4及び5)
(国庫補助制度の活用促進、既存のマンション等の耐震性のサンプル調査 等)

建築確認検査制度の総点検と再発防止策

- 社会資本整備審議会及び緊急調査委員会の中間報告を踏まえた再発防止策の実施(別紙6, 7及び8)
(建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関に対する監督の強化、建築士等に対する罰則の強化 等)
- 社会資本整備審議会及び緊急調査委員会の最終報告を踏まえた施策の実施